議事堂建築の歴史

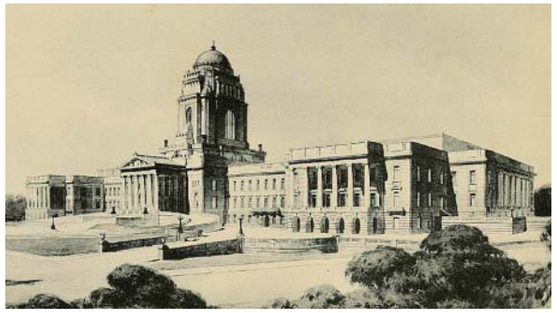

（懸賞募集で1等に当選した渡邊福三氏の作品
帝国議会議事堂建築報告書より）

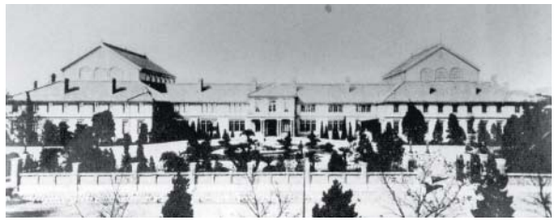

第１次仮議事堂（1890年～1891年・焼失）

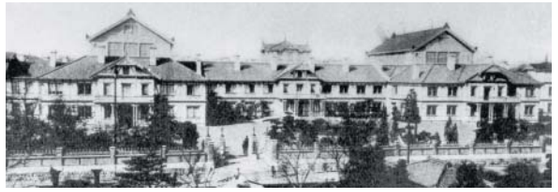

第2次仮議事堂（1891年～1925年・焼失）

第3次仮議事堂（1925年～1936年）

議事堂建築の歴史

明治14年（1881年）10月12日に国会開設の勅諭が発せられた後、議事堂建設の気運が高まり、同19年2月、内閣に臨時建設局が設けられました。同年4月にはドイツ政府に委嘱して技師を招くと同時に、日本からは技師と職人をドイツに留学させました。

しかし、設計段階から難航した議事堂建設計画は、やがて財政問題を理由に見送られ、かわって仮議事堂が建設されることになりました。仮議事堂は、現在の千代田区霞が関1丁目の経済産業省の区画に木造洋風2階建てで建設されました。しかし、2度の火災で焼失し、その度に再建され、現在の議事堂が完成するまで約半世紀にわたって使用されました。

国会議事堂の建設は、アメリカやイギリスの例にならい、設計図案を大正7年（1918年）に広く一般から懸賞募集しました。応募作品118点の中から1等に選ばれたのは、当時宮内省技手であった渡邊福三氏の作品で、これを参考にして設計が行われました。

こうして、同9年（1920年）1月30日（地鎮祭）に工事が始まり、17年の歳月をかけ、所要経費約2,570万円、そして総延べ250万人の工事従事者によって、昭和11年（1936年）11月7日（竣功式）に、耐震耐火の鉄骨鉄筋コンクリート造りで外部が花こう岩貼りの壮大な国会議事堂が完成しました。特筆すべきは、建築材料はもとより室内装飾、設備材料についてできる限り国産品を使用し、当時の建築技術、工芸の粋を結集した点です。

都道府県の木

都道府県の木

国会構内の前庭には遊歩道があって、その両側に「都道府県の木」が植えられています。

これは、昭和45年（1970年）の議会開設80周年を記念して、各都道府県から贈られたものです。

クイズ2　赤じゅうたんの総延長は？

①1200m　②2800m　③4000m

国会議事堂の長さ（南北）は約200m、奥行き（東西）は約90mで3階（一部4階）建てです。廊下は各階で南北に2本、東西に6本です。

なぜ赤じゅうたんにしたか。これにはいろいろな説がありますが、一般的に、ヨーロッパなどの宮殿では、「ロイヤルレッド」といって「高貴な赤」のじゅうたんを敷いているところが多く、皇居にも敷かれていました。帝国議会当時は、開院式（＝開会式）が天皇の主催で行われていたため、宮中の赤じゅうたんが国会にも持ち込まれたのではないか、という説が有力です。

正解　③　総延長約4000mで幅1.8mです。

クイズ3　賛成者が手をあげるのは？

委員会の採決を挙手ではかっているのは、①衆議院　②参議院　③どちらも

委員会で採決する場合、次の３つの方法があります。(1) あらかじめ全会一致が予想されるときは、委員長が異議の有無をはかり、異議がなければ可決とする「異議なし採決」、(2) 賛成者に挙手をさせ、その多少によって委員長が可否の判断をする「挙手採決」、(3) 賛成者に起立させて判断する「起立採決」。

このうち、「挙手採決」は参議院の委員会で行われている方法です。したがって、正解は②。ただし、予算委員会などは「起立採決」を行っています。なお、衆議院の委員会では「挙手採決」はなく、「起立採決」を行っています。

本会議では、「異議なし採決」、「起立採決」のほかに「記名投票」、「押しボタン式投票」の方法がとられます。

クイズ4　賛成者の投票する木札の色は？

①青　②赤　③白

本会議で「記名投票」をする際、投票には木札を用います。賛成は白、反対は青、長さ9㎝、幅3.2㎝、厚さ0.6㎝のヒノキ製で、各議員の氏名が書かれています。したがって、正解は③白です。投票するとき、議員が演壇をぐるりと回って列をつくるので、通称「堂々めぐり」と呼ばれています。

ところで、なぜ白と青なのか。諸説ありますが、フランス議会の投票様式をまねたのではないかといわれています。フランスでは、国旗の三色（白、青、赤）を使って赤は棄権としていました。

参議院では平成10年1月から押しボタン式投票が導入されました。議席の投票機の押しボタンの色は、白が賛成、青が反対です。

クイズ５　可否(賛成と反対)同数のとき議長はどうする?

①可とする　②否とする　③もう一度やり直す

採決のとき、賛成者と反対者が同数の場合は議長が最終決定をする権限を持っています。つまり、可でも否でも判断は自由です。したがって、①②とも正解で、採決のやり直しはありません。

議長が最終決定をする権限を決裁権といっていますが、決裁権を行使した例は少なく、帝国議会当時の衆議院で４回、新憲法下の参議院で1回あるだけです。衆議院ではいずれも否とし、参議院では可としました。参議院の場合、セットになった2つの法律案のうち1つが先に可決された後だったために、議長はそのような判断を下したものといわれています。

〔3〕こくせいちょうさ：①国勢調査　②国政調査　　①政府が定期的に行う全国一斉調査　②国会の各議院が行う国政全般に関する調査